

日本製紙株式会社

合法証明デューデリジェンスシステム
マニュアル

[2018年2月27日・第1版]

※ウェブサイト掲載版

1.	はじめに	3
1.1	木材調達における DD プロセス	3
2.	使用文書	3
3.	合法調達へのコミットメント	4
4.	品質システム・管理	4
4.1	責任部署・責任者及び担当部署・担当者	4
4.1.1	責任者・担当者	4
4.2	研修・能力育成	4
4.3	DD システム (DDS) 改訂のプロセス	5
4.4	記録管理の手続き	5
4.5	対外コミュニケーションにおけるルール	5
5.	原材料の保管	6
6.	適用範囲	6
7.	サプライチェーン情報へのアクセス	6
7.1	サプライチェーン情報の収集	8
7.2	サプライチェーンに関する情報へのアクセス	9
7.2.1	情報更新・改変	9
7.2.2	情報のギャップに関する評価	9
8.	リスクアセスメント	9
8.1	認証・合法性証明木材の使用	10
8.2	リスクアセスメントチェックリスト	10
8.3	リスクアセスメントの流れ	11
9.	リスク緩和措置	13

1. はじめに

本マニュアルは、日本製紙株式会社が木質原材料の調達において DD を行うことにより、弊社が違法に伐採された木材製品を調達するリスクを最小化することを目的としている。

日本製紙株式会社の主な事業は紙・パルプの製造販売である。

本マニュアルとその各項目の実行にあたって、デュー・ディリジェンス(DD)とは、日本製紙株式会社が、違法に伐採された木材・木材製品を調達するリスクを最小化するために、事業行為において取る一連の措置を意味する。

本マニュアルの内容は、米国レイシー法、EU 木材規則（違法伐採によって取得された林産物を規制する規則）、オーストラリア違法伐採禁止法、及び日本の合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に準拠するために作成されている（2017年11月時点）。

本文書中にある DD の各過程は日本製紙株式会社の木質資源全サプライヤーに適用する。

1.1 木材調達における DD プロセス

本マニュアルにおいて、デュー・ディリジェンス(DD)とは、以下の3つの段階を踏み木材の違法リスクを最小化することを意味する：

- (1) 必要情報へのアクセス
 - (2) リスクアセスメント
 - (3) リスク緩和措置
- ✓ (2) でリスクが低いことが確認できれば、(3) を行う必要はない。
- ✓ (3) でリスクが緩和できない場合には、当該製品の購入をやめる。

2. 使用文書

本マニュアルに従い行う DD においては、以下の文書を併せて使用する。

文書名	参照先
違法伐採対策に対する日本製紙連合会の行動指針	https://www.jpa.gr.jp/file/release/20070924045029-1.pdf
生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針	https://www.jpa.gr.jp/env/creature/pdf/20140620.pdf
製紙業界の違法伐採対策	https://www.jpa.gr.jp/env/proc/illegal-logging/index.html
日本製紙連合会違法伐採対策モニタリング事業	https://www.jpa.gr.jp/env/proc/illegal-logging/images/02.pdf
日本製紙連合会「環境行動計画」	https://www.jpa.gr.jp/env/plan/brief/20160322.pdf
製紙業界の違法伐採対策の取り組み状況について	https://www.jpa.gr.jp/env/proc/illegal-logging/index.html

3. 合法調達へのコミットメント

日本製紙株式会社の原料調達方針（以下）を参照。

原材料調達に関する理念と基本方針（2005年10月5日制定）

（理念）

私たちは、環境と社会に配慮したグローバル・サプライチェーン・マネジメントを通じ、信頼される原材料調達体制の構築を目指します。

（基本方針）

1. 環境に配慮した原材料調達

- (1) 木質資源は、持続可能な森林経営が行われている森林から調達します。
- (2) 違法伐採材は使用・取引しないとともに、違法伐採の撲滅を支援します。
- (3) 循環型社会を目指し、リサイクル原料を積極的に活用します。
- (4) 化学物質については、関連法規などを遵守し適正な調達を行います。
- (5) トレーサビリティ・システムを構築し、サプライチェーン全体で上記項目が実施されていることを確認します。

2. 社会に配慮した原材料調達

- (1) サプライヤーとの公平かつ公正な取引を追求します。
- (2) サプライチェーン全体で、人権・労働への配慮を実践していきます。

3. ステークホルダーとの対話の推進

- (1) ステークホルダーとの対話を通じ、常に環境と社会に配慮した原材料調達のレベル向上を目指します。
- (2) 当社の取り組みを広く知ってもらうために、積極的な情報開示を行います。

4. 品質システム・管理

4.1 責任部署・責任者及び担当部署・担当者

本マニュアルに従ってDDを実行する場合の責任部署及び責任者並びに担当部署及び担当者。

4.1.1 責任者・担当者

本マニュアル中にある諸条件への準拠に責任を持つのは、以下の責任者とする。

[職務] 原材料本部 林材部 部長

本マニュアルの実施を担当するのは、以下の担当者とする。

[職務] 原材料本部 林材部 調査役

[連絡先] 03-6665-1019

4.2 研修・能力育成

研修について：

- 林材部管理職および林材部森林認証担当を対象とする
- 1年に1度と、担当者変更時に都度実施行う
- 日本製紙株式会社の調達方針及び本マニュアル中のDDの各過程がきちんと準拠されることを目的として行う
- 日付や参加者を含む研修記録を取り保管しておく
- 初めて参加する社員の研修は、すでに研修を受けた社員が責任を持って行う
- 研修やその他の能力育成に関わる記録は、5年間保管しておく

4.3 DD システム (DDS) 改訂のプロセス

- DDの責任者、または必要に応じて独立第三者が、DDSの維持、見直し、改訂を1年に一回、または変更の必要が生じる都度DDSを改訂する。
- サプライチェーンに変更があった場合、新規のサプライヤーから購入する場合、または新しい製品・樹種・原産国などが調達対象になった場合には、その都度、サプライチェーンとリスクアセスメントの結果を見直し、必要な場合にはDDSを改訂する

4.4 記録管理の手続き

- DDにおけるすべての課程、要素について記録を取る
- 記録はデジタルでも紙ベースでもよいものとする
- 記録は最低5年保持する
- DDの実行のために必要な記録文書として以下を用いる。：
 - 宣誓書、覚書等
 - 請求書
 - インボイス
 - トレーサビリティレポート
 - 森林認証証書、またはそれを確認出来る文書
 - 団体認定書、またはそれを確認出来る文書
 - 合法証明書、またはそれを確認出来る文書
 - 内部監査報告書（森林認証 PEFC, FSC CoC の内部監査報告書）
 - 第三者監査文書（森林認証 PEFC, FSC CoC の監査文書、製紙連モニタリング調査報告書）
 - 現地確認報告書（駐在員報告レポート、出張レポートなど）

4.5 対外コミュニケーションにおけるルール

日本製紙株式会社は、DDを本マニュアルに従って行った場合でも、製紙連合会のデューデリジェンス認証/証明を受けたという表現を、請求書、パッケージ、木材製品そのもの（ただしこれらに限定されない）に使用しない。例として使用できない表現は、「リスクアセスメント済み」「リスクアセスメント済み木材」「低リスク木材」「独立第三者監査済み木材」など。パンフレット等でデューデリジェンス制度について説明する場合には、「独立第三者認証」という表現は使用しない。「無視できるリスク」という表現は、製品のリスク評価について説明する場合

には使用してもよいが、製品説明としては使用しない。ただし、「製品のリスクを評価するために、製紙連合会のマニュアルに基づき日本製紙株式会社で社内デューデリジェンスを行った」という説明はしてもよいものとする。

5. 原材料の保管

- 購入、加工、梱包、輸送の間を通して、購入した原材料を、由来の不明な可能性のあるものが万が一混入した場合には、違法な可能性のあるものと分けて管理する
- 担当者は上記を確実にし、由来の不明な可能性のあるものが万が一混入した場合には、購入した原材料を指定場所への保管や見取り図面上での表記などにより、目視確認できるようにしておく
- 第三者認証製品、第三者合法性証明製品、認証管理木材はそれぞれの条件に従って保管する

6. 適用範囲

製 品	伐採地	樹 種 名 (国内は分布区域番号)
木材チップ (輸入)	オーストラリア、南アフリカ、スワジランド、ブラジル、ベトナム、チリ、米国、ロシア	ユーカリ、アカシア、スプルース、パイン、ファー
木材チップ (国産)	北海道、北東北、南東北、北関東、北陸、中国、四国、九州	樹木分布区域図・区域別樹木リスト①,②,③,④,⑧,⑩,⑪,⑫
原木(国産)	北海道、北東北、南東北、北関東	樹木分布区域図・区域別樹木リスト①,②,③,④
パルプ(輸入)	米国、カナダ、ブラジル、チリ、インドネシア	ユーカリ、アカシア、アスペン、バーチ、メープル、米国南部広葉樹 Mix、スプルース、パイン、ファー
パルプ(国産)	北関東、南関東、中部、東海、北陸、近畿、中国、米国、オーストラリア	樹木分布区域図・区域別樹木リスト④,⑤,⑥,⑦,⑧,⑨,⑩ スプルース、パイン、ファー
木質燃料(輸入)	該当なし	該当なし
木質燃料(国産)	南東北、北関東、九州	樹木分布区域図・区域別樹木リスト③,④,⑫

※ 樹木分布区域図・区域別樹木リスト ; https://www.jpa.gr.jp/env/proc/clean_wood/images/list_jumoku.pdf

※ 詳細版は別に管理

7. サプライチェーン情報へのアクセス

下記のサプライチェーンに関する情報を、相応に現実的な程度において調達前に収集する/アクセスできるようにしておく。

※ 詳細版は別に管理

- 製品の種類
- 市場に出ている全製品の樹種の通称と学名

- c. (木材の伐採された) 原産国、(違法性のリスクがより高い原産国では) 伐採地域、国内においては都道府県等
- d. 木材製品が製造された国
- e. 製品のサプライヤー・リスト(商号、国名、住所)
- f. マニュアルの対象となる購入予定の木材製品の量
- g. 該当する場合は以下を含む、木材・木材製品が関連適用法規制に準拠することを示す文書またはその他の情報
 - FLEGT ライセンス材及び CITES 材
 - FSC 認証証明書及び PEFC との相互認証制度の認証証明書¹
 - 第三者合法性証明システムへの準拠を示す文書
 - EU 木材法、オーストラリア違法伐採禁止法によって認められた文書²
- h. サプライチェーン図

¹ サプライヤーの CoC 認証だけでなく製品そのものの認証を必ず確認すること。

² 日本製紙連合会『H26 年度 海外植林におけるナショナルリスクアセスメント手法の開発 報告書』中の 82 頁～88 頁、添付資料 2「EU 木材規制のためのガイダンス文書」を参照。また、日本製紙連合会『H26 年度 海外植林におけるナショナルリスクアセスメント手法の開発 報告書』中の関連部分参照：EU は「3.1.4 補足法とガイダンス」、オーストラリアは「3.3.2 デューデリジェンス (DD)」を参照。



7.1 サプライチェーン情報の収集

情報収集は、トレーサビリティレポートにより、リスクアセスメントがきちんとできるレベル

で行う。

7.2 サプライチェーンに関する情報へのアクセス

サプライチェーンに関する情報が不足していることは、リスクを意味する。この場合リスク緩和措置を取る。

7.2.1 情報更新・改変

サプライチェーンやサプライヤーに関する情報は、以下のタイミングで更新する：

- 年に一回
- サプライチェーンに変化があった場合

7.2.2 情報のギャップに関する評価

リスクアセスメントの前に、サプライヤー情報は確認しておくこと。不足する情報について評価し、これを情報のギャップと考えること。

8. リスクアセスメント

リスクアセスメントでは、以下を含む項目についてリスクが無視できるか否かを検討する：

- 製品
- 樹種
- 原産地
- サプライチェーンの複雑さ

リスクアセスメントについては、別紙「2018年度違法伐採対策モニタリング事業の調査マニュアル」に基づいて実施する。

基本的に、以下の条件すべてが満たされる場合、リスクは無視できると考えてよい。

*ただし詳細は、欧州木材貿易連盟発行文書 ETTF System for Due Diligence、特に Annex5. B 「リスク特定表」を参照しつつ行う。

- a) 原産国は国連安全保障理事会または欧州連合理事会によって木材貿易を禁止されていない
- b) サプライチェーン中に、証明された違法行為は全くない
- c) 原産国または樹種について違法性の蔓延は報告されていない
- d) サプライチェーン中には、特定することのできた企業のみ、限定的な数しか存在しない
- e) 木材または木材製品が適用法令に準拠することを示すために必要な文書はすべて、サプライヤーによって用意されている
- f) 原産国の腐敗レベルが低い

認証・合法性証明木材、認証コントロールウッドの場合 → 8.1 に従い制度の条件と FM レベルでのリスクを評価

上記以外の場合 → 8.2 に従う

8.1 認証・合法性証明木材の使用

認証済みの木材製品の場合には、各基準を欧米規制に適合した FSC または PEFC の相互認証制度であれば、各制度で定められる規定に従い実際の製品の認証が確認でき、さらに FM 認証レベルで違法性に関する重大な問題が報告されていない場合、リスクは無視できるレベルとみなす。認証管理木材についても同様の扱いとする。それ以外の認証制度の場合、8.2 に従いリスクアセスメントを行う。

8.2 リスクアセスメントチェックリスト

8.1 でリスクが無視できるレベルと特定できない場合、以下のチェックリストに従ってリスクアセスメントを行う。

European Timber Trade Federation(ETTF)のチェックリスト

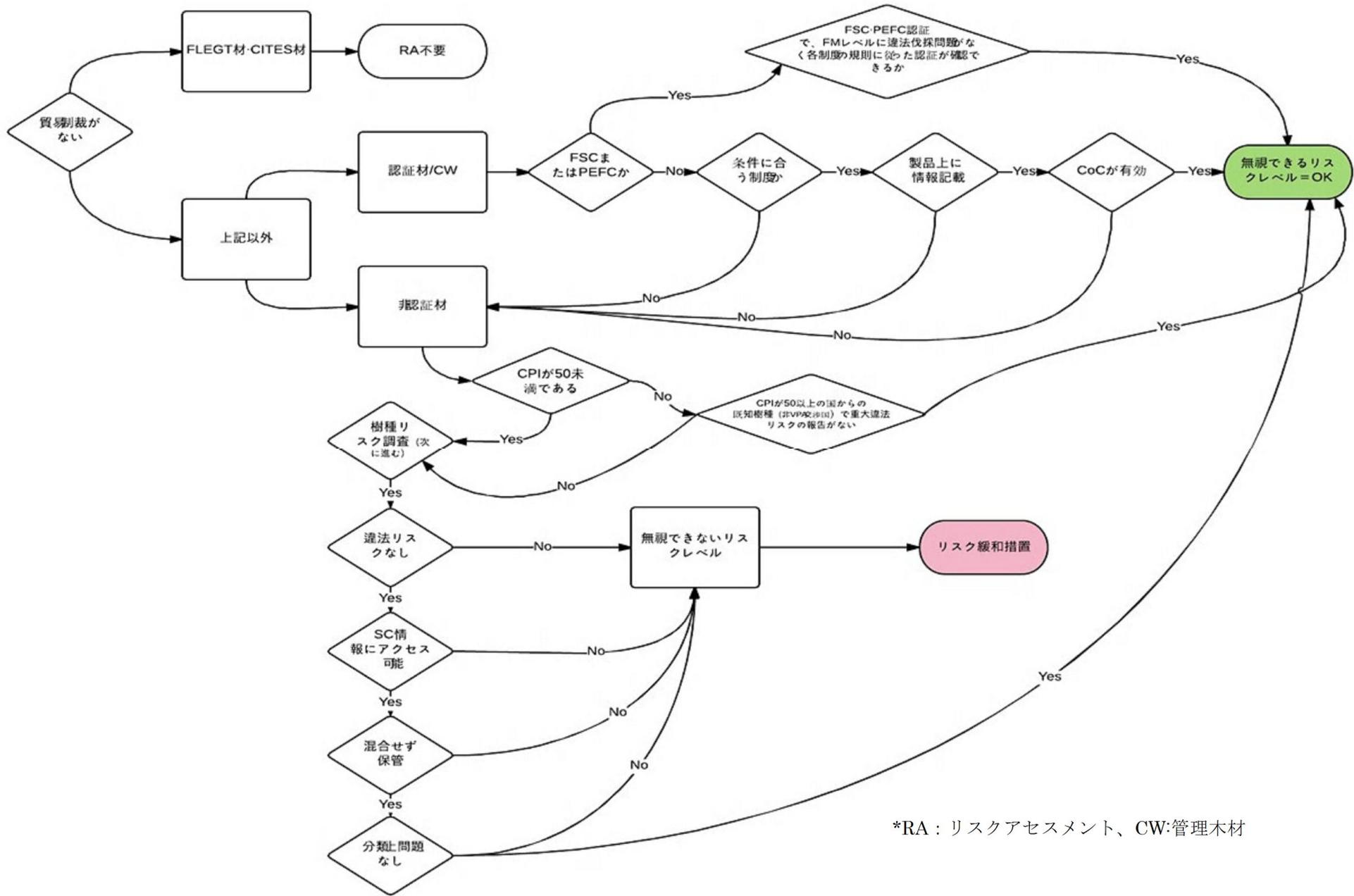
リスクアセスメントを完了できるリスクの категория	1. FLEGT(※)材か？
	2. 国連安全保障理事会や EU 理事会からの木材貿易禁止令が出ているか？
	3. ワシントン条約記載樹種を含んでいるか？
	4. ワシントン条約のもと、正当な許可と必要書類があるか？
認証状況	5. サプライヤーと製品の両方が、EU 木材法の適用条件すべてに適合する、信頼できる第三者認証制度の認証を受けているか？
	6. 受け取った製品に、その製品の認証を確認できる情報が付帯しているか？
	7. CoC がつながっており、サプライヤーの認証が有効であることが確認できるか？
樹種のリスク	8. 使用樹種に違法リスクがないか？
原産地リスク	9. 原産国/地における伐採に関して第三者の権利の侵害など人権リスクを含む違法行為の重大なリスクがないことが確認できるか？ 確認に使用する参考サイト： <ul style="list-style-type: none"> • グローバルフォレストレジストリー（FSC のナショナルリスクアセスメントと連動）（随時更新） http://www.globalforestregistry.org/ • トランスペアレンシー・インターナショナルの腐敗認識指数（毎年更新） http://www.transparency.org/cpi2015 • その他、研究機関、NGO などの報告書³
	10. サプライチェーンに関する情報に、製品の原産地を確認し管理の程度を特定できるレベルでアクセスできるか？
サプライチェーンのリスク	11. 加工や輸送の段階で、無視できないリスクを持つ製品（原材料）と混ざったりすり替わったりしていないか？
	12. 樹種、数量、品質の分類は、関連規制に従ってなされているか？

(※)Forest Law, Enforcement, Governance and Trade program（森林法施行・ガバナンス・貿易プログラム）

³ 英国王立国際問題研究所、世界銀行、インターポールなどは違法伐採問題の報告書を出している。

8.3 リスクアセスメントの流れ

以下のフローチャートは、リスクアセスメントの流れを示したものである。全般にリスクがより低いと見なしたのは①FSC または PEFC 認証製品の場合、②腐敗認識指数（CPI）が高い国（腐敗度の低い国）である。②については基本的に CPI が高い先進国からの木材全般を違法リスクレベルがより低いとみなす考えである。ただし、①、②いずれの場合も、伐採国レベルで重大な違法リスクの報告がないかどうかを確認する。



*RA : リスクアセスメント、CW:管理木材

9. リスク緩和措置

リスクアセスメントの結果、リスクレベルが無視できないものであった場合、リスク緩和措置として以下の要素を含んだ手続きを踏む。どのような手続きを取るかはリスクの種類や程度、または第三者証明や代替製品があるか否かなど、様々な要素を考慮して決定する。

1. 追加情報や文書の要請をする
2. 自社でサプライチェーン監査を行う
3. 第三者証明
4. 無視できないリスクレベルに該当するサプライヤーや製品の代替

(別紙)

2018年度違法伐採対策モニタリング事業の調査マニュアル
(合法証明DDシステム対応版)

取扱い注意

違法伐採対策調査対象年度:2017年度

[②グリーン購入法関連項目付き]

<実施概要>

会社名	(関係するグループ会社名:)	
モニタリング 実施年月日	2018年 月 日	場所:
調査員氏名		

<会社概要>

会社名			
本社所在地			
違法伐採対策 責任者	役職: 連絡先:	氏名:	
違法伐採対策 担当者	部署名および役職: 連絡先:	氏名:	
木材原料の 種類	・自製パルプ [万t] ・国内・購入パルプ [万t] ・輸入パルプ [万t] (木材チップ:国産 万BDt、輸入 万BDt) (万t)		

CSR・環境対策:	
認証実績(森林認証・ISO等):	

取引企業数:	[集荷代行会社との取引の場合は、その取引相手の企業数を記入ください。また、その場合は、()内に集荷代行会社数(貴社の関係会社が対象)の記入もお願いします。]		
○ 輸入木材チップ:	社	(社)
○ 国産木材チップ:	社	(社)
○ 輸入木材パルプ:	社	(社)
○ 国産木材パルプ:	社	(社)

[モニタリング項目]

●共通調査項目

<クリーンウッド法に基づく登録>
①クリーンウッド法に基づく登録を行っているか。 (1) 行っている (2) 行っていない
②クリーンウッド法に基づく登録内容についての年次報告を作成しているか (1) 作成している (2) 作成していない

<原料調達方針>
①原料調達方針を定めているか (1) 定めている (2) 定めていない
②原料調達方針をHP、環境報告書等で公表しているか (1) 公表している (2) 公表していない [公表媒体:]
③違法伐採木材を使用しないことを明確に宣言しているか (1) 宣言している (2) 宣言していない
④森林経営の環境優位性及び社会的優位性の確保、生物多様性の保全、再・未利用材の有効利用 について述べられているか (1) 全て述べられている (2) 一部述べられている (3) 述べられていない (述べられている情報:)
⑤トレーサビリティの確保、情報公開、第三者による外部監査について述べられているか (1) 全て述べられている (2) 一部述べられている (3) 述べられていない (記載されている情報:)

<合法証明システム>
①合法性証明DDシステムを作成しているか (1) 作成している (2) 作成していない
②合法証明DDシステムをHP、環境報告書等で公表しているか (1) 公表している (2) 公表していない [公表媒体:]
③合法証明DDシステムの責任者及び担当者を定めているか (1) 定めている (2) 定めていない
④合法証明DDシステムについての研修を行っているか (1) 行っている (2) 行っていない

●製紙用木材チップ(輸入)について

<p><サプライヤーとの協定></p> <p>①サプライヤーから違法伐採木材は取扱わない旨の誓約書あるいは協定又は覚書を入手しているか (1) 入手している (2) 入手していない</p>
<p><トレーサビリティレポートの作成></p> <p>②サプライヤーからトレーサビリティレポートを入手しているか (1) 入手している (2) 入手していない</p>
<p>③トレーサビリティレポートに、樹種、数量、伐採地域、森林認証、森林に関する法令の遵守についての情報が記載されているか (1) 全て記載されている (2) 一部記載されている (3) 記載されていない (記載されている情報:)</p>
<p>④トレーサビリティレポートに森林経営の環境優位性及び社会的優位性の確保、生物多様性の保全、再・未利用材の有効利用についての情報が記載されているか (1) 全て記載されている (2) 一部記載されている (3) 記載されていない (記載されている情報:)</p>
<p>⑤トレーサビリティレポートにサプライヤー名、輸出入港、森林の所有形態についての情報が記載されているか (1) 全て記載されている (2) 一部記載されている (3) 記載されていない (記載されている情報:)</p>
<p><森林認証の取得></p> <p>⑥森林認証の取得について、認証番号をインボイス、納品書等で確認しているか (1) 確認している (2) 確認していない [確認書類:]</p>
<p><製紙会社等によるサプライヤー及び伐採地域の確認>(森林認証を取得していない場合は必須)</p> <p>⑦製紙企業、あるいは製紙企業の委託を受けた輸入業者は、違法伐採が行われていないことを確認するため、サプライヤー及び伐採地域を現地調査しているか (1) サプライヤー、伐採地域ともに調査している (2) サプライヤーのみ調査している (3) 伐採地域のみ調査している (4) 調査していない</p>

<p>(ア)上記⑦の調査において、サプライヤーの調査はどのように行っているか。</p>	
<p>製紙企業等※による サプライヤーの調査方法 (調査回数も含む):</p>]
<p>(イ)上記⑦の調査において、伐採地域の調査はどのように行っているか。</p>	
<p>[製紙企業等※による 伐採地域の調査方法 (調査回数も含む):</p>]
<p>⑧上記⑦の現地調査についての報告書を作成しているか</p>	
<p>(1) サプライヤー、伐採地域ともに作成している</p>	<p>(2) サプライヤーのみ作成している</p>
<p>(3) 伐採地域のみ作成している</p>	<p>(4) 作成していない</p>

※: 製紙企業あるいは製紙企業の委託を受けた輸入業者

●製紙用木材チップ(国産)について

<p><木材チップ業者との協定></p> <p>①木材チップ業者から違法伐採木材は取扱わない旨の誓約書あるいは協定又は覚書を入手しているか (1) 入手している (2) 入手していない</p>
<p><トレーサビリティレポートの作成></p> <p>②木材チップ業者からトレーサビリティレポートを入手しているか (1) 入手している (2) 入手していない</p>
<p>③トレーサビリティレポートに、樹種、数量、伐採地域、森林認証、森林に関する法令の遵守についての情報が記載されているか (1) 全て記載されている (2) 一部記載されている (3) 記載されていない (記載されている情報:)</p>
<p>④トレーサビリティレポートに森林経営の環境優位性及び社会的優位性の確保、生物多様性の保全、再・未利用材の有効利用についての情報が記載されているか (1) 全て記載されている (2) 一部記載されている (3) 記載されていない (記載されている情報:)</p>
<p>⑤トレーサビリティレポートに木材チップ業者名、森林の所有形態についての情報が記載されているか (1) 全て記載されている (2) 一部記載されている (3) 記載されていない (記載されている情報:)</p>
<p>⑥トレーサビリティレポートに加えて、納品伝票等で違法伐採木材を取り扱っていないことを確認しているか (1) 確認している (2) 確認していない</p>
<p><森林認証の取得></p> <p>⑦森林認証の取得について、認証番号をインボイス、納品書等で確認しているか (1) 確認している (2) 確認していない [確認書類:]</p>
<p><団体認定の取得></p> <p>⑧木材チップ業者が団体認定を取得している場合には、団体認定書と合法証明書を入手しているか (1) 入手している (2) 入手していない</p>
<p><製紙会社等による木材チップ業者及び伐採地域の確認>(森林認証を取得していない場合必須)</p> <p>⑨製紙企業、あるいは製紙企業の委託を受けた企業は、違法伐採が行われていないことを確認するため、木材チップ業者や伐採地域を現地調査しているか (1) 木材チップ業者、伐採地域ともに調査している (2) 木材チップ業者のみ調査している (3) 伐採地域のみ調査している (4) 調査していない</p>

<p>上記⑨の調査において、木材チップ業者の調査方法及び調査回数はどうなっているか。</p> <p>[製紙企業等※による木材チップ業者の調査方法 (調査回数も含む):]</p>	
<p>上記⑨の調査において、伐採地域の調査方法及び調査回数はどうなっているか。</p> <p>[製紙企業等※による伐採地域の調査方法 (調査回数も含む):]</p>	
<p>⑩上記⑨の現地調査についての報告書を作成しているか</p> <p>(1) 木材チップ業者、伐採地域ともに作成している (2) 木材チップ業者のみ作成している</p> <p>(3) 伐採地域のみ作成している (4) 作成していない</p>	

※: 製紙企業あるいは製紙企業の委託を受けた企業

●購入パルプについて

<p><パルプ製造企業との協定></p> <p>①サプライヤーと違法伐採木材は取扱わない旨の誓約書あるいは協定又は覚書を入手しているか (1) 入手している (2) 入手していない</p>
<p><トレーサビリティレポートの作成></p> <p>②サプライヤーからトレーサビリティレポートを入手しているか (1) 入手している (2) 入手していない</p>
<p>③トレーサビリティレポートに、樹種、数量、伐採地域、森林認証、森林に関する法令の遵守についての情報が記載されているか (1) 全て記載されている (2) 一部記載されている (3) 記載されていない (記載されている情報:)</p>
<p>④トレーサビリティレポートに森林経営の環境優位性及び社会的優位性の確保、生物多様性の保全、再・未利用材の有効利用についての情報が記載されているか (1) 全て記載されている (2) 一部記載されている (3) 記載されていない (記載されている情報:)</p>
<p>⑤トレーサビリティレポートにサプライヤー名、輸出入港、森林の所有形態についての情報が記載されているか (1) 全て記載されている (2) 一部記載されている (3) 記載されていない (記載されている情報:)</p>
<p><森林認証の取得></p> <p>⑥森林認証の取得について、認証番号をインボイス、納品書等で確認しているか (1) 確認している (2) 確認していない [確認書類:]</p>
<p><自主的取組の確認></p> <p>⑦パルプ製造企業が、日本製紙連合会の違法伐採対策モニタリング事業で合法証明DDシステムにより合法性を確認している場合には、トレーサビリティレポートの代わりに、合法証明書 [樹種、数量、伐採地域を記載したもの] を入手しているか (1) 入手している (2) 入手していない</p>

●木質バイオマス(輸入)について

<p><サプライヤーとの協定></p> <p>①サプライヤーから違法伐採木材は取扱わない旨の誓約書あるいは協定又は覚書を入手しているか (1) 入手している (2) 入手していない</p>
<p><トレーサビリティレポートの作成></p> <p>②サプライヤーからトレーサビリティレポートを入手しているか (1) 入手している (2) 入手していない</p>
<p>③トレーサビリティレポートに、樹種、数量、伐採地域、森林認証、森林に関する法令の遵守についての情報が記載されているか (1) 全て記載されている (2) 一部記載されている (3) 記載されていない (記載されている情報:)</p>
<p>④トレーサビリティレポートに森林経営の環境優位性及び社会的優位性の確保、生物多様性の保全、再・未利用材の有効活用についての情報が記載されているか (1) 全て記載されている (2) 一部記載されている (3) 記載されていない (記載されている情報:)</p>
<p>⑤トレーサビリティレポートにサプライヤー名、輸出入港、森林の所有形態についての情報が記載されているか (1) 全て記載されている (2) 一部記載されている (3) 記載されていない (記載されている情報:)</p>
<p><森林認証の取得></p> <p>⑥森林認証の取得について、認証番号をインボイス、納品書等で確認しているか (1) 確認している (2) 確認していない [確認書類:]</p>
<p><製紙会社等によるサプライヤー及び伐採地域の確認>(森林認証を取得していない場合必須)</p> <p>⑦製紙企業、あるいは製紙企業の委託を受けた輸入業者は、違法伐採が行われていないことを確認するため、サプライヤー及び伐採地域を現地調査しているか (1) サプライヤー、伐採地域ともに調査している (2) サプライヤーのみ調査している (3) 伐採地域のみ調査している (4) 調査していない</p>

(ア)上記⑦の調査において、サプライヤーの調査はどのように行っているか。

製紙企業等^{*}による
サプライヤーの調査方法
(調査回数も含む):

(イ)上記⑦の調査において、伐採地域の調査はどのように行っているか。

[製紙企業等^{*}による
伐採地域の調査方法
(調査回数も含む):

⑧上記⑦の現地調査についての報告書を作成しているか

- (1) サプライヤー、伐採地域ともに作成している (2) サプライヤーのみ作成している
(3) 伐採地域のみ作成している (4) 作成していない

●木質バイオマス(国産)について

<p><木材チップ業者との協定></p> <p>①木材チップ業者等から違法伐採木材は取扱わない旨の誓約書あるいは協定又は覚書を入手しているか (1) 入手している (2) 入手していない</p>
<p><トレーサビリティレポートの作成></p> <p>②木材チップ業者等からトレーサビリティレポートを入手しているか (1) 入手している (2) 入手していない</p>
<p>③トレーサビリティレポートに、樹種、数量、伐採地域、森林認証、森林に関する法令の遵守についての情報が記載されているか (1) 全て記載されている (2) 一部記載されている (3) 記載されていない (記載されている情報:)</p>
<p>④トレーサビリティレポートに森林経営の環境優位性及び社会的優位性の確保、生物多様性の保全、再・未利用材の有効活用についての情報が記載されているか (1) 全て記載されている (2) 一部記載されている (3) 記載されていない (記載されている情報:)</p>
<p>⑤トレーサビリティレポートに木材チップ業者名、森林の所有形態についての情報が記載されているか (1) 全て記載されている (2) 一部記載されている (3) 記載されていない (記載されている情報:)</p>
<p><森林認証の取得></p> <p>⑥森林認証の取得について、認証番号をインボイス、納品書等で確認しているか (1) 確認している (2) 確認していない [確認書類:]</p>
<p><製紙会社等による木材チップ業者及び伐採地域の確認>(森林認証を取得していない場合必須)</p> <p>⑦製紙企業、あるいは製紙企業の委託を受けた企業は、違法伐採が行われていないことを確認するため、木材チップ業者等や伐採地域を現地調査しているか (1) 木材チップ業者等、伐採地域ともに調査している (2) 木材チップ業者等のみ調査している (3) 伐採地域のみ調査している (4) 調査していない</p>

<p>(ア)上記⑦の調査において、木材チップ業者等の調査はどのように行っているか。</p> <p>[製紙企業等[*]による木材 チップ業者等の調査方法 (調査回数も含む):]</p> <p>(イ)上記⑦の調査において、伐採地域の調査はどのように行っているか。</p> <p>[[製紙企業等[*]による 伐採地域の調査方法 (調査回数も含む):]</p>
<p>⑧上記⑦の現地調査についての報告書を作成しているか</p> <p>(1) 木材チップ業者等、伐採地域ともに作成している (2) 木材チップ業者等のみ作成している</p> <p>(3) 伐採地域のみ作成している (4) 作成していない</p>
<p><自主的取組の確認></p> <p>⑨木材チップ業者等が、林野庁の「発電利用に供する木質バイオマスに証明のガイドライン」に基づいて木質バイオマスの合法性を確認している場合には、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの証明書入手しているか</p> <p>(1) 入手している (2) 入手していない</p>

[調査員コメント]

--

[監査委員コメント]

--